

京都国立博物館所蔵「花園天皇宸翰消息」について

羽田 聡

はじめに

現在、京都国立博物館（以下、当館とする）における書跡館蔵品は一〇八〇件をかぞえる。なかでも、守屋コレクションに代表される古写経、「藻塩草」（国宝）をはじめとする古筆や手鑑とならび、一大コレクションをなすのが宸翰、すなわち天皇の書である。かつて、全五九点のカラー図版、解説および釈文を掲載した目録を刊行したが^①、その後、さまざまな宸翰を実見・調査したことで、解説や釈文に改訂や補筆の必要が生じたものもある。

とくに、花園天皇の宸翰は、来年三月二四日から五月一〇日まで開催される特別展覧会「開山無相大師六五〇年遠諱記念 妙心寺」展にさいし、妙心寺および山内塔頭、妙心寺派寺院の所蔵する消息五通を調査した。当館は花園天皇の消息を二通所蔵しており、その結果、双方の関係性や位置づけについて、一定の知見を得るにいたった。

花園天皇は伏見天皇の第四皇子で、永仁五年（一二九七）七月に

生まれた。母は洞院実雄女（季子、顕親門院）、名を富仁という。延慶元年（一二〇八）八月、後二条天皇の崩御をうけ即位し、文保二年（一二三二）二月に後醍醐天皇へと譲位したのちは、幼少より培った深い学識をもって光厳天皇の養育にあたった。建武二年（一二三二）十一月、慧鎮を戒師として落飾し、法名を遍行と称する。晩年は禅宗に傾倒して宗峰妙超や関山慧玄に帰依し、貞和四年（一二四八）十一月に五二歳で崩御、花園院と追号された^②。日記『花園天皇宸記』からは、諸学につうじていたことが知られるが、とりわけ書にすぐれており、上代様を基調としながら、和様あるいは宋風の書を取り入れた独自の書風を確立した。きわだった個性が発揮される鎌倉時代後期から南北朝期にかけての歴代天皇の書、いわゆる「宸翰様」のなかでも傑出している^③。

本稿では、当館の所蔵する「花園天皇宸翰消息」を概観したうえで、ほかの消息との比較、新たに管見にふれた資料の検討をおし、これらの伝来および形態面での位置づけをあきらかにすることを試みる。

一 当館所蔵「花園天皇宸翰消息」の概要

まず一通(図版1)は、昭和五八年(一九八三)三月に文化庁より管理換えされたもので、同一四年五月に旧国宝に指定され、文化財保護法の施行にともない現在は重要文化財となっている。

形状は掛幅装で、表具は中廻しが白地牡丹唐草鳳凰文様色入金襴、一文字および風帯が茶地造土文様印金、上下が縹地松竹梅宝尽尾長鳥文様緞子、軸が牙軸となっている。本紙の法量は縦二九・九センチメートル、横六九・三センチメートルで、紙の継目はみられない。しかし、左下がりできた行の高さが八行目と九行目で変わることから、本来はここが継目であり、繊維をほぐしてつないだのであろう。

昭和一九年一二月に刊行された『宸翰英華』⁴では、「大原孫三郎蔵」となっており、もとは倉敷紡績をはじめさまざまな事業を展開し、大原財閥を築きあげた大原孫三郎(一八八〇〜一九四三)の旧蔵品であったことがわかる。⁵ そのほかに筆者や来歴をしめすものとして、「大灯國師墨跡」と墨書された旧外題箋(挿図1)が上巻絹に貼られているが、筆跡や内容からしても花園天皇の宸翰であり、



挿図1

この点についてはのちに詳述する。

釈文をしめすとつぎのようになる。

世間事、併如夢

候、定令聞及給候歟、

猶一定説も不審候く、

(前院公敏・奕世)
按察・大理御共二逐電

由、承候之間、驚歎候之處、

(前院公賢)
前内府自六波羅迎

取之由、重又承及候、如何

令聞給候らん、凡ともかくも

不及申候、非心之所及候之

間、只惘然候也、御才学候ハ、

必々可承候、謹言、

八月廿五日 (破損あり)

後醍醐天皇は倒幕の陰謀が吉田定房の密告により露顕したことをうけ、元弘元年(一二三三)八月二四日、神器を奉じて南都に行幸するため離京した。洞院公敏はそれに供奉し(『公卿補任』⁶)、翌二五日には延暦寺に潜伏しているらしいという情報もたらされるとともに、洞院実世が六波羅に捕らえられている(『光明寺残篇』⁷)。この消息は、まさにこうした事態をのべており、元弘の乱の緊迫した様子をいまに伝える。

おそらくは、事の実否を確かめるべく、おりしも一連の騒乱により持明院殿に候していた弟にあたる青蓮院の尊円親王にあてたものである(『門葉記』のうち「門主行状三」⁸)。文面からは困惑と不安の情を看守しうるが、匆卒ながらも乱れることのない筆運びには

ただただ驚かされる。

さて、日本における古文書学の大家・中村直勝（一八九〇〜一九七六）は、この消息を実見したときの様子をつぎのようにのべている。⁹⁾

乍併、此の後醍醐天皇の元弘・建武の中興に当たりての世上動乱に対して、花園天皇が如何に宸襟を悩まし給うたかについて、近頃二、三ならず新しい史料の発見と、それに伴うた新しい見知が現われたから、此の際にそれを一纏めにして敬勸し奉らう。

昭和十一年十月中旬大阪倶楽部にて開かれた大阪田村家所藏品売立に出陳され、大燈国師筆蹟と目録に載せられた一幅の文書があった。

（釈文は省略）

これは紛らう方もなき花園天皇の宸翰であつて大燈国師の筆蹟と鑑られたのは、確かに誤認であつた事が研究され、同年十二月十七日文部省で開かれた重要美術品等調査委員会で、重要美術品として指定さるる事になつた（大阪毎日新聞「昭和十一年十二月十八日号」）。

田村家の売立は昭和十一年一月、大阪・京都・東京の古美術商など一一名が札元となり、大阪美術倶楽部を会場として開催された。¹⁰⁾ そのさい作成された目録¹¹⁾では、たしかにこの消息が「大燈国師 墨蹟」としてみえ、大原孫三郎が入手するまえは、大阪・田村家の旧蔵品であつたことを知りうる。

ところが、不思議なことに、目録の図版には日付の下部に後世の補筆としか思えない花押が書きこまれている。旧外題箋の墨書より

は新しくみえるので、「大燈國師墨跡」という伝称につられ、宗峰妙超とは似ても似つかない花押を書き加えたのであろう。これがさきに「破損あり」とした部分で、のちに削りとられたのである。¹²⁾

ということは、花園天皇の宸翰と認定されるまで、外題の墨書はかなりの影響力をもつたことを推察しうるが、この点に関して興味ぶかい記事が「墨蹟之写」にある。同書は、大徳寺一五六世で博多・崇福寺の中興となつた江月宗玩（一五七四〜一六四三）の墨蹟鑑定日記といふべきもので、慶長一六年（一六一一）より示寂する寛永二〇年まで、江月のもとに持ちこまれ、鑑定を依頼された墨蹟などをスケッチし、入手した情報をわきに細字で記している。¹³⁾

その元和六年（一六二〇）の冊をみると、この消息および外題とまったく同じものが写しとられている（挿図2・3）。本紙のスケッチにつづけて、

昏内横式尺四寸壹分、豎九寸八分半、表具上下

浅黄帟、中風帯カハ色帟、従了云来候、外題

大燈、御入候へとも、大燈ト可申様も無之、手跡ハ古ク

相見候、

右之大燈ト申文、重而元和八年八月十六日、

野庄七来候、表具カハリテ来候、中ハ日本織ノ

細ツルノニシ仕候、

とあり、本紙の法量と表具の種類、および所見を記している。本紙の法量をメートル表記になおすと、縦二九・八センチメートル、横七三・〇センチメートルとなり、いまよりも横が若干長い。表具は現在と異なっているし、のちに中廻しを替えているので、そのさいに裁断されたのであろうか。江月は「外題では宗峰妙超とするも、

その決め手はない、しかし筆跡は古くみえる」とし、積極的に外題に同調せず、鑑識眼の高さがうかがわれる。

ともかくも、重要なのは、すでに近世初頭までには宗峰妙超の墨跡という伝称が確立していたことである。また、日付下にある「破」を素直に解釈すると、宸翰を墨跡へと改作するために、もともとあった花押を何者かが破りといった可能性が高い。つまり、現状の破損部分には、ある時期までは花園天皇の花押がすえられていたと考えられるのである。

もう一通(図版2)は、平成二年(一九九〇)九月に同じく文化庁より管理換えされたもので、昭和五二年六月に重要文化財に指定されている。

形状は掛幅装で、表具は中廻しおよび風帯が浅葱地唐草文様竹屋町金紗、一文字が茶地造土文様印金、上下が白茶地菊牡丹唐草文様紋紗、軸が牙軸となっている。本紙の法量は縦二八・七センチメートル、横九二・二センチメートルで、左下には朱の割印がみえる。

筆者や来歴をしめすものとして、外箱の表裏には田山方南(信郎、一九〇三〜八〇)が「花園天皇宸翰 金剛山之事 御消息」および「昭和二十六年九月中洗田山方南拝観謹題」、内箱の表裏には二代・神田道伴が「万里小路黄門藤房卿消息」および「二枚継判有之 遼遠之上 太平記銘物之内鳩消文ト云 神田道伴(印)」と墨書している。花押からしても花園天皇の宸翰に違いないのだが、万里小路藤房(一二九六〜一三八〇)とされた¹⁵⁾には、付属する極札の存在が大きいと思われる。

これは、古筆本家九代・了意(一七五一〜一八三四)が文化二二年(一八一五)五月にしたためたもので、表面に「万里小路中納言

藤房卿 遼遠之上(印)」、裏面に「消息判有之二枚継 乙亥五(印)」とある。二代・神田道伴ははじめ小林了安と名のり、弘化四年(一八四七)に神田家を相続するので、了意からみれば後輩筋にあたる。先例を重視するこの世界にあって、先輩の、しかも鑑定の総本山たる古筆本家の見解は少なからず影響をおよぼしたのではないだろうか。

また、昭和二六年五月に「築山」なる人物がこの消息を入手したとき、記した書面には、

鳥津公爵家伝来

花園天皇宸翰御消息之幅

此幅ハ、鳥津家伝来の銘幅にして、代々万里小路藤房卿自筆文と伝へられ、又古筆鑑定されたるも、此は紙中の御華押並二御筆蹟を拝して、即花園天皇御宸翰たる事は間違なきものなり、

(後略)

とある。鳥津公爵家の伝来であることを明示しているが、これが何によつていのかを確認するには至っていない¹⁶⁾。

では、釈文をしめしておこう。

遼遠之上、無指事

候之間、其後不申奉

積鬱之處、御札為悦候、

金剛山事、近日可有

左右之由、武家雖令

申、其後又無音、不

審無極候、西国悪党

等又同時蜂起之条、

驚思給候、近日方々

可始合戦候歟、殊可

有御祈念候也、兼

又常燈事、鳩消之

後断絶歟之旨、思給之

處、猶挑餘輝候旨、

誠可有義事候歟、

今承之趣尤可然候、而

院御方へも此趣可申入、

料所には無違乱候哉、

如座主(尊胤親王)も誠可被仰談

候歟、忝可被治定事、即

可伺申也、謹言、

後二月廿四日 (花押)

※花押の一部を欠く

(切封墨引)

花園天皇の存生中に閏二月があるのは、正慶二年(二三三三)か康永五年(二三四四)のいずれかしかない。「金剛山事」は、千早城に立てこもった楠木正成を幕府軍が攻撃したこと(『楠木合戦注文』¹⁹)、「西国悪党等又同時蜂起」は赤松則村らが護良親王の令旨に呼応して蜂起したこと(『太平記』²⁰卷第六のうち「赤松入道円心賜大塔宮令旨事」)をさすので、兵乱が諸国に拡大していく正慶二年に絞られる。

こうした状況にたいし、「殊可有御祈念」と祈祷を依頼していることから、同じく尊円親王にあてたものである。自身の驚きや不安を吐露しながらも、筆致は決して乱れることがなく、激動の時代

を生きた天皇にふさわしい風格と内容をそなえている。

内容に関していえば、この消息にはいま一つ注目すべきところがある。二代・神田道伴が箱書きに「太平記銘物之内鳩消文」と記すように、「太平記」巻第五の「中堂新常灯消事」には、

其比都鄙ノ間ニ希代ノ不思議共多カリケリ、山門ノ根本中堂ノ

内陣へ山鳩一番飛来テ、新常灯ノ油錠ノ中ニ飛入テ、フタメキ

ケル間、灯明忽ニ消ニケリ、比山鳩、堂中ノ闇サニ行方ニ迷フ

テ、仏壇ノ上ニ翅ヲ低テ居タリケル處ニ、承塵ノ方ヨリ、其色

朱ヲ指タル如クナル鼠狼一ツ走り出デ、比鳩ヲ二ツナガラ食殺

テゾ失ニケリ、

(後略)

とある。すなわち、桓武天皇になぞらえて、後醍醐天皇が自ら延暦寺の根本中堂にかかげた常明灯に飛びこみ、灯を消してしまった山鳩がイタチに喰い殺された、という話である。「常燈事、鳩消之後断絶」とは、この一件以後、常灯が絶えていたことをさし、『太平記』の記事を裏付けるのである。

形態に関してみると、料紙の天地はやや切断され、文字や花押の一部を欠損している。さらに、相剥ぎされた紙背には、版経の痕跡がかすかにのこっていることから、後述する「三朝宸翰」との関連性も指摘されている²¹。

こうして検討してみると、二通ともに、内容のみならず、伝来および形態の面でも貴重な資料といえるだろう。

二 現存する花園天皇の消息

―「三朝宸翰」を中心に―

当館の所蔵する「花園天皇宸翰消息」は、それぞれ元弘元年および正慶二年のもので、ともに弟にあたる青蓮院の尊円親王にあてたことがあきらかとなった。では、これら二通は、全体のなかでどのような位置づけを占めるのだろうか。

現在、各所に所蔵される消息をまとめると、(表)のようになる。⁽²²⁾

『花園天皇宸記』や『門葉記』をみても、本来は相当数の消息が発給され、往時の状況を反映しているわけではないが、これら三六通は、

・親族Ⅱ伏見天皇、光厳天皇、尊円親王

・帰依した僧Ⅱ曼殊院門跡の慈嚴、長福寺の月林道皎、大徳寺の

宗峰妙超、妙心寺の関山慧玄⁽²³⁾

にあてたものに集中している。

ここからは、宸翰の書札札についての基準を知ることができる。

書止・日付・署判の有無を判断材料にすると、

A 親族(先帝・院) あてⅡ「誠恐謹言」あるいは「恐々謹言」に日付と自署をそなえる

B 親族(親王など) あてⅡ「謹言」に日付と花押をすえる

C ほか(臣下や僧) あてⅡ「候也」のみ

とに大別できる。尊円親王と慈嚴はともに天台座主を拜命している(『天台座主記』⁽²⁴⁾) が、慈嚴がC型であるのは洞院実泰の子であるためと考えられ、原則として書札札は身分というより、出自に固定さ

れていたとみられる。⁽²⁵⁾

話をもどすと、なかでも尊円親王あては二一通をかぞえ、半数以上が「三朝宸翰」にふくまれている。二通のうち正慶二年の消息は、それとの関連性が指摘されていることを勘案すると、結論をいそぐまえに、「三朝宸翰」についてふれておく必要がある。

「三朝宸翰」は現在、国宝に指定され、前田育徳会の所蔵にかかる。加賀藩五代藩主・前田綱紀(一六四三―一七二四)の蒐集品で、早くも明治四二年(一九〇九)には、「三朝宸翰二卷」として、以下のように説明されている。⁽²⁶⁾

伏見、花園、後醍醐三帝の宸翰を集め、両皇統軋轢の大勢を覗ふに足るべきものなり。當時尊円法親王これを輯め、その配当についても非無深意^(マヤ)了と書せられたるを見ても、その尋常一様の消息集にあらざるを知るべし。近衛龍山公の奥書あり。

これをもとに補足すると、伏見・花園・後醍醐各天皇の消息を二巻に装幀したもので、本紙は天地が切断され、相剥ぎされた紙背には春日版とみられる版経の痕跡をとどめる部分もある。これより、本来は尊円親王が三天皇の追善のため、消息の裏に法華経を摺写した消息経として作成され、伝来したとされている。裁断された天地には紙が継ぎたされ、欠けた字面を補った箇所もみうけられる。したがって、本紙の天地は卷子のそれよりも短い。

つづいて各巻の構成は、第一巻が縦三一・三センチメートル、全長一一九三・〇センチメートルで、花園天皇が尊円親王にあてた消息一二通が貼り継がれている。巻末には金泥絵のほどこされた装飾料紙に、

此一軸廿四枚者、花園院

(表)

	年月日	書出	書止	推定宛所	法量	員数	所蔵	備考
1	(文保01)08	新院御方御書…	富仁誠忍謹言 +富仁	伏見天皇	?	1通	静嘉堂文庫	宸翰英華148
2	(元亨01,12)	昨夜受業之儀…	者也	月林道皎	30.6×52.9	1幅	長福寺	宸翰英華156/「園太曆」 延文02,02,09条
3	(嘉暦03,08)	遙久不得見参…	候也	慈嚴	33.9×105.1	1巻のうち1	曼殊院	宸翰英華149
4	(元徳01,01)	昨日隆蔭御帰…	穴賢々々	慈嚴	32.8×99.6	1巻のうち7	曼殊院	
5	(元徳01,09)	御妙行依玄輝…	候也	慈嚴	34.0×100.5	1巻のうち2	曼殊院	宸翰英華150
6	(元徳01,12)	普賢形像事…	候也	慈嚴	33.1×95.2	1幅	曼殊院	宸翰英華151
7	(元徳02,08)	其後久不得見…	候也	慈嚴	33.9×102.6	1巻のうち3	曼殊院	宸翰英華152
8	(元徳02,11)	形像書写進之…	如何	慈嚴	34.1×82.0	1巻のうち4	曼殊院	宸翰英華153
9	(元弘01)08,25	世間事併如夢…	謹言	尊円親王	29.9×69.3	1幅	京都国立博物館	宸翰英華166/花押剥ぎ とられたか/「墨蹟之写」
10	(元弘01,08)	山門嗽訴事其…	候也	慈嚴	34.6×101.2	1巻のうち5	曼殊院	宸翰英華154
11	(元弘01,08)	其後何事候乎…	候也	慈嚴	33.6×101.8	1巻のうち6	曼殊院	宸翰英華155
12	年未詳,11,18	去夜面謁為悦…	謹言+(花押)	尊円親王	29.7×82.7	1幅	陽明文庫	元弘01か
13	(元弘01)11,21	山門警固治定…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.1※	1巻のうち8	前田育徳会	宸翰英華174/三朝宸翰
14	年月日未詳	此様申入院御…	謹言+(花押)	尊円親王	28.8×81.5 (47.7+33.8)	1幅	退蔵院	元弘01か
15	(正慶01)01,08	年始之嘉慶日…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.7※	1巻のうち3	前田育徳会	宸翰英華169/三朝宸翰
16	(正慶01)03,22	自今夕御祇候…	謹言+(花押)	尊円親王	28.1×67.7	1幅	妙心寺	
17	(正慶01)04,13	山門諸堂回祿…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.1※	1巻のうち6	前田育徳会	宸翰英華172/三朝宸翰
18	(正慶01)07,25	両堂道具事尋…	謹言+(花押)	尊円親王	30.1×95.2 (47.2+48.0)	1幅	大覚寺	
19	(正慶01)08,08	御拝堂明日必…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.4※	1巻のうち4	前田育徳会	宸翰英華170/三朝宸翰
20	(正慶01)11,15	楠木事猶興盛…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×97.3※	1巻のうち7	前田育徳会	宸翰英華173/三朝宸翰
21	(正慶01)11,21	書誤候けり無…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×59.4※	1巻のうち1	前田育徳会	宸翰英華167/前欠/三朝宸翰
22	(正慶01)12,02	熾盛光法間事…	謹言+(花押)	尊円親王	29.0×91.0	1幅	香川県	宸翰英華179
23	(正慶02)01,13	年始祝言尚以…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.1※	1巻のうち5	前田育徳会	宸翰英華171/三朝宸翰
24	年未詳,01,14	中堂行水悦賜…	謹言+(花押)	尊円親王	29.2×62.0 (40.1+21.9)	1幅	慈恩寺	正慶02か
25	(正慶02)02,14	山洛相隔積鬱…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×98.3※	1巻のうち11	前田育徳会	宸翰英華177/三朝宸翰
26	(正慶02)02,24	遼遠之上無指…	謹言+(花押)	尊円親王	28.7×92.2 (42.3+49.9)	1幅	京都国立博物館	
27	(正慶02)03,09	先帝御事種々…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×95.9※	1巻のうち12	前田育徳会	宸翰英華178/三朝宸翰
28	(正慶02)06,03	其後蒙鬱難謝…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×97.0※	1巻のうち2	前田育徳会	宸翰英華168/三朝宸翰
29	(建武02)03,24	其後積鬱之間…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.7※	1巻のうち9	前田育徳会	宸翰英華175/三朝宸翰
30	(建武03)04,21	其後積鬱之處…	謹言+(花押)	尊円親王	28.6×99.4※	1巻のうち10	前田育徳会	宸翰英華176/三朝宸翰
31	建武04,08,26	大徳禅寺者特…	矣	宗峰妙超	33.4×46.8	1幅	大徳寺	宸翰英華160
32	(暦応02)01,01	孟春之節正朔…	謹言+(花押)	尊円親王	32.1×71.8※	1幅	本能寺	宸翰英華180/「墨蹟之写」
33	康永01,11,12	室町院御遺領…	恐々謹言+遍 行(花押)	光厳天皇	33.3×184.6	1巻	宮内庁書陵部	宸翰英華161
34	(貞和02,12)	両日之儀感悦…	候也	月林道皎	31.8×80.4	1幅	長福寺	宸翰英華157/「園太曆」 延文02,02,09条
35	貞和03,07,22	往年在先師大…	者也+(花押)	関山慧玄	31.9×91.5	1幅	妙心寺	宸翰英華162
36	貞和03,07,29	塔頭玉鳳院事…	也+(花押)	関山慧玄	31.0×43.5	1幅	妙心寺	宸翰英華163

※1 本表の作成にあたっては、おもに以下の著作を参照した。赤松俊秀「前田侯爵家蔵国宝花園天皇宸翰御消息に就て—後醍醐天皇船上山行幸並に楠木正成の元弘二・三年の再活動に関する新史料—」(『国民精神文化』7—8、1941年8月)、『宸翰英華』第1冊(紀元二千六百年奉祝会、1944年12月)、坂本正典「三朝宸翰について 上・下」(『MUSEUM』115・116、1960年10・11月)、『国宝・重要文化財大全』8(毎日新聞社、1999年12月)。

※2 通し番号の下にひかれた下線は、何らかの形で実見あるいは調査したことを示す。

※3 「法量」欄に記された※印は、尺寸表記をメートル表記へ換算したものであることを示す。

※4 「法量」欄の()内には、調査したもののうち、本稿に関わる範囲で第1紙と第2紙の法量を記した。

※5 「員数」欄に「1巻のうち～」とあるのは、卷子に貼り継がれた順番を示す。

御筆之趣、大乘院宮

尊円親王細字之奥書

無疑、尤可謂至宝者

乎、

准三宮(近衛前久)(花押)

と近衛前久(一五三六〜一六一二)が識語をしたためている。

細目をしめすと、

- ① (正慶元年) 一月二日 前欠 二紙
- ② (正慶二年) 六月 三日 二紙
- ③ (正慶元年) 正月 八日 二紙
- ④ (正慶元年) 八月 八日 二紙
- ⑤ (正慶二年) 正月 二三日 二紙
- ⑥ (正慶元年) 四月 二三日 二紙
- ⑦ (正慶元年) 一月 一五日 二紙
- ⑧ (元弘元年) 一月 二一日 二紙
- ⑨ (建武二年) 三月 二四日 二紙
- ⑩ (建武三年) 四月 二一日 版経の痕跡 二紙
- ⑪ (正慶二年) 閏二月 一四日 二紙
- ⑫ (正慶二年) 三月 九日 二紙

となり、一二通目には「已上廿四枚、花園院御筆也」と細字の注記がある。前久の識語によれば、尊円親王の筆であり、現状の紙数はこの注記と変わらない。

第二巻は、縦三一・三センチメートル、全長一一〇・〇センチメートル。後醍醐天皇が叔父にあたる青蓮院の慈道親王にあてたと
思われる消息一〇通と、伏見天皇が尊円親王にあてた消息二通が貼

り継がれ、巻末には第一巻と同じく、近衛前久により、つぎのよう
な識語がしたためられている。

右一巻、消息十九枚者、

後醍醐院之震翰、并

三枚伏見院之御筆

由、大乘院宮尊円親王

之細字之奥書無紛候訖、

尤可謂琢磨之鴻宝者

乎、

准三宮(近衛前久)(花押)

細目をしめすと、

- ① (年月日未詳) 版経の痕跡 二紙
- ② (年未詳) 五月三〇日 二紙
- ③ (年月日未詳) 後欠 一紙
- ④ (正中二年五月以前) 前欠 一紙
- ⑤ (年月日未詳) 二紙
- ⑥ (年月日未詳) 二紙
- ⑦ (年月未詳) 二九日 版経の痕跡 二紙
- ⑧ (元応二年二月) 版経の痕跡 二紙
- ⑨ (元弘三年一〇月以前) 二紙
- ⑩ (嘉暦二年七月以前) 二紙
- ⑪ (正和三年) 一月二〇日 一紙
- ⑫ (正和四年) 正月 一四日 二紙

となる。一〇通目に「以上十九枚、後醍醐院御筆也」、一二通目に
「以上三紙、伏見院御筆也」および「以之配当品、非無深意耳」と

細字の注記があり、これも尊円親王の筆とされている。現状の紙数は、伏見天皇は注記と一致するが、後醍醐天皇は一九紙にたいし一八紙と一紙を欠く。識語でも一九紙と記されているので、散逸したのは前久の没後になるうか。なお、同様の形態を有する後醍醐天皇の消息は、陽明文庫の所蔵する「大手鑑」(国宝)に貼りこまれた一葉と、大阪青山学園の所蔵する一幅(重要文化財)が知られる。前者は一紙で、後者は二紙からなり、あるいは前者が散逸分に相当するかもしれない。

さて、これまで「三朝宸翰」の本来の姿について、より踏みこんで言及されたことはないが、管見にふれた限りでそれを示すと思われるのが、東山御文庫に所蔵される「青蓮院所蔵宸翰目録」(挿図4)である。釈文をあげておく。

慈道

青門二

○尊子シ・尊道江ノ御所仁代々ノ文〇アリ、法華経裏ニアリ、

- 一 花園院御筆 已上廿一枚 四卷
- 一 後醍醐院御筆 已上廿七々 七卷
 - 春ヲヘテカサシトキケハ世ライノル
 - ヤトモサカヘン花トコソミレ
- 一 龜山院御筆 已上二紙 一卷
- 一 後宇多院御筆 已上三帙 一卷之内被加之 是者慈道江ノ文也
- 一 後伏見院御筆 已上十七枚 一卷之中
- 一 花園院御筆 已上廿三枚 五卷
- 一 伏見院御筆 以上三紙 六卷
- 一 後醍醐院御筆 以上十九枚 同六内
 - アスヨリハシクレヤフカキイロミセテ

挿図4

秋ノコ、ロヲヨソニナスヘキ

- 一 花園院 已上廿四枚 三卷
- 一 後伏見院 已上九枚 二卷
- 一 花園院 已上十六枚 同二卷内
- 一 後醍醐院御筆 已上十八枚 同八卷

青蓮宮尊鎮以下

天文十一 五月十三日〇書之也

天文十一年(一五四二)五月、青蓮院の尊鎮親王(二五〇四)五(五)により記されたもので、

- ・ 龜山天皇 (一二四九)一三〇五)
 - ・ 後宇多天皇 (一二六七)一三二四)
 - ・ 伏見天皇 (一二六五)一三一七)
 - ・ 後伏見天皇 (一二八八)一三三六)
 - ・ 花園天皇 (一二九七)一三四八)
 - ・ 後醍醐天皇 (一二八八)一三三九)
- の各天皇が、
- ・ 慈道親王 (一二八二)一三四一)
 - ・ 尊円親王 (一二九八)一三五六)
 - ・ 尊道親王 (一二三三)一四〇三)

という歴代門主にあてた消息を用いて作成された法華経の目録である。天皇と門主との対応関係は不明であるが、一つ書には天皇の名と紙数につづけて、法華経の巻次を示している。

この目録で注目すべきは、七および八番目の一つ書である。伏見天皇三紙と後醍醐天皇一九紙からなる構成は「三朝宸翰」第二巻と同じで、さらに、「アスヨリハシクレヤフカキイロミセテ秋ノコ、

ロヲヨソニナスヘキ」という和歌は、七通目に「あすよりは時雨やふかきいろみせて秋のこゝろをよそになすへき」とあるのに符合する。つまり、「三朝宸翰」第二巻は、本来、法華経の巻第六であったと推測されるのである。

さきの第二巻の七通目は版経の痕跡をとどめており、さいわいに部分的ではあるが図版を確認することができる。³¹⁾ 図版を反転させたうえ、判読できた文字をもとに、春日版の法華経を参照すると、摺られていたのはつぎの箇所特定しうる。

若復教人書	及供養経卷	散華香抹香	以須曼瞻葡
阿提目多伽	薰油常然之	如是供養者	得無量功德
如虚空無辺	其福亦如是	況復持此経	兼布施持戒
忍辱樂禪定	不瞋不惡口	恭敬於塔廟	謙下諸比丘
遠離自高心	常思惟智慧	有問難不瞋	隨順為解説
若能行是行	功德不可量	若見此法師	成就如是德
応以天華散	天衣覆其身	頭面接足礼	生心如仏想
又応作是念	不久詣道場	得無漏無為	広利諸天人
其所住止処	経行若坐臥	乃至説一偈	是中応起塔
莊嚴令妙好	種種以供養	仏子住此地	則是仏受用
常在於其中	経行若坐臥		

妙法蓮華経隨喜功德品第十八

爾時弥勒菩薩摩訶薩白仏言世尊若有善男子善女人聞是法華経隨喜者得幾所福

而説偈言

世尊滅度後 其有聞是経 若能隨喜者 為得幾所福

爾時仏告弥勒菩薩摩訶薩阿逸多如来滅

□で囲んだ文字は判読できたものである。これは、法華経のうち分別功德品第一七から随喜功德品第一八へとわたる部分で、八巻本の法華経だと巻第六に相当する。これより、のこされた版経の痕跡からも目録の記載の妥当性が証されるのである。ということは、紙数から考えると、「三朝宸翰」第一巻は本来、法華経の巻第三であったとみてよからう。

ここで得られた情報をもとに、目録に記載された法華経の作成にあたり、使用した消息と紙数を巻次にしたがって排列しなおすと、本来の構成は、

巻第一	龜山天皇	二紙	
	後宇多天皇	三紙	
	後伏見天皇	一七紙	計二二紙
巻第二	後伏見天皇	九紙	
	花園天皇	一六紙	計二五紙
巻第三	花園天皇		計二四紙
巻第四	花園天皇		計二一紙
巻第五	花園天皇		計二三紙
巻第六	伏見天皇	三紙	
	後醍醐天皇	一九紙	計二二紙
巻第七	後醍醐天皇		計二七紙
	後醍醐天皇		和歌あり
巻第八	後醍醐天皇		計一八紙
			和歌あり

となり、他に例をみない、とてつもなく豪華な消息経であったことを知りうる。少なくとも、尊鎮親王により目録が記されたころまでは八巻の法華経として青蓮院に伝来していたが、近衛前久の識語を考えると、それからまもなく紙背の版経は相剥ぎされたうえ、各所

に散逸したのである³³。現在、「三朝宸翰」と称されているものは、このうち、巻第三および六が一括して前田綱紀の手に帰した分であるといえる。こうして、本来の姿がおぼろげながらもみえたことにより、判明することがある。

まずは、「三朝宸翰」第一巻の一二通目に記された「以之配当品、非無深意耳」という注記のもつ意味である。法華経の作成に使用された消息は、龜山天皇↓後宇多天皇↓後伏見天皇↓花園天皇↓伏見天皇↓後醍醐天皇と、一見したところじつに規則正しく並んでいるようにみえる。しかし、伏見天皇は後宇多天皇のあとに即位するので、歴代の順からみるとこの排列は齟齬をきたしている。これこそが注記のいわんとするところであり、「深意」をもたせるために順序を無視してまで、伏見天皇の消息³⁴をここに配置したことを示しているのだ。

八巻本の法華経であれば、巻第六には如来寿量品第一六から法師功德品第一九までが収められる。伏見天皇の消息は現在、巻末に位置しているが、さきの構成をみると、本来は巻頭にあったことになり、「当品」とは如来寿量品第一六をさすと思われる。同品は法華経のなかでも眼目となる部分であることからすれば、消息経の作成を発願した人物は伏見天皇と浅からぬ関係にあったといえる。また、作成時期においては伏見天皇、あるいは消息の内容である青蓮院門跡の動向に関わる何らかの事情を推定しうる。従来いわれるように、尊円親王は発願および作成の最有力候補となろうが、その時期は後考にゆだねたい。

つぎに、本稿の目的に関していえば、これまで検討してきた「三朝宸翰」との関連性が指摘された正慶二年の消息の位置づけである。

法華経の構成をみると、花園天皇の消息は「三朝宸翰」として伝来する巻第三のほか、巻第二・四・五にも都合六〇紙が用いられており、本来はこのいずれかを構成していたことになる。

三 現存する類品について

では、元弘元年の消息はどうか。正慶二年のものとは紙質も異なり、版経の痕跡も確認できないことから、同じく尊円親王にあてていても「三朝宸翰」とは別の系譜に属すると思われる。(表)には尊円親王にあてた消息が二一通あり、このうち当館所蔵の二通と「三朝宸翰」第一巻にふくまれる二一通については、すでにある程度の検討を加えた。ここでは、のこる七通を一つずつみていくことで、懸案となつている消息との何らかの共通点をさぐり、解決の糸口としたい。

●妙心寺⁽³⁶⁾(挿図5、重要文化財)

尚々御祇候目出候之處、

無念候、但先々聊爾

候し子細候者、是も又

一義歎之由存候也、

自今夕御祇候之

由承候、日出候之處、

明日春宮可有行^(康仁親王)

啓之由、俄治定之間、

此間座主宮壇所

も塞候之間、御壇所不

可候之間、無力候、さ候ハ、
於他所御勤仕可
……………(もと繼目)

候歎之由、自院御方即^(後伏見)

被仰下候也、謹言、

三月廿二日 (花押)

※花押の一部を欠く



挿図5

「院御方」、すなわち兄にあたる後伏見天皇は建武三年四月に崩御するため、それ以前のものである。「春宮」の行啓により「座主宮壇所」は塞がれて使えなくなることをうけ、ほかの場所で祈祷を勤めてはどうかという提案があつたことを伝えているので、「座主宮」は尊円親王となる。条件にあてはまる範囲で尊円親王が天台座主となるのは、元弘元年一〇月から翌年一〇月まで(『門葉記』のうち「門主行状三」)であり、正慶元年に比定できる。よって、「春宮」とは元弘元年一月に皇太子となつた康仁親王をさす(『花園天皇宸記』⁽³⁸⁾)ことになる。三月二日には光厳天皇

の即位がとり行われており（『光厳天皇宸記』³⁹）、康仁親王の行啓はこれに関連したものであろうか。

形態をみると、織維をつないで継目をなくしている点は元弘元年の消息に共通する。しかし、天地が裁断されたため花押の一部を欠き、紙背に版経とおぼしきかすかな墨痕をのこす点は「三朝宸翰」と同じである。したがって、前章で検討した一連の法華経の料紙であつたとみるべきであろう。

そう考えると、総裏に記された寄進銘（挿図6）は重要な意味をもつ。

全文一筆なので、後世に写しとられた可能性もあるが、この消息は正保四年（一六四七）十一月、花園天皇の三〇〇年忌にあたり、



挿図6

京都の豪商・大文字屋宗種⁴⁰が退蔵院に寄進し、さらに延宝二年（一六七四）に同院の千山玄松から本坊へと寄進されたことを示している。つまり、一連の法華経はこの時期には巷間に流布していたことになり、さきに推測したように、近世前期にはすでに細かく分割されていたこと

が判明するのである。

●退蔵院（重要文化財）

返々驚人候、仍此御使

先資明所へ可罷向仰候也、

此様申入院御方^{（後伏見）}

候之處、今日被申候間、

御返事者即被出候、

御使不取候く、資明^{（御原）}

此状を可被遣候也、

昼も院宣事、既

被仰遣資明候、然

未書進候敷、重以此

奉書、可被付遣之者、

被仰下候也、此事

尤急事候、而資明

不書進候、尤不審候、

重念可被遣此状候也、

謹言、

即刻（花押）

※花押の一部を欠く

同じく「院御方」とあるため、建武三年四月以前のものである。

いま一つ判然としないが、後伏見天皇の返事を近臣・柳原資明に持参させるよう伝えており、尊円親王に「院宣」調進の詳細をのべていることからすれば、その中身は山門の動向に関することと考えられる。「三朝宸翰」第一巻の八通目には神輿帰座についての院宣がみえ、これと関連するということであれば、元弘元年十一月の消息

となる。第一紙と第二紙とでは天地の法量が微妙に異なるが、形態は妙心寺に同じであり、一連の法華経の料紙であったとみるべきであらう。⁽⁴²⁾

●慈恩寺⁽⁴³⁾（挿図7、重要文化財）

中堂行水悦

賜候了、一筒進於

院御方候了、旧記^(後伏見)

之趣、尤以珍重、以

古擬今、法水定除

病痾之患候歟、山上

静謐・洞中歎娛、

尚々可在此春候歟、

事々期面謁之次

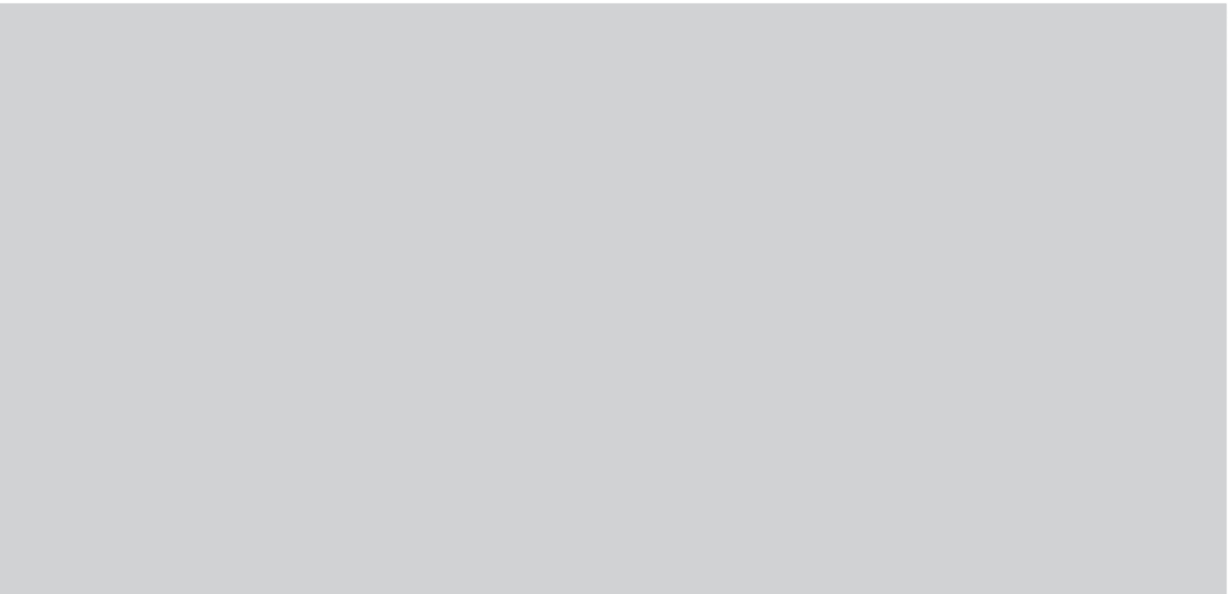
候也、謹言、

正月十四日（花押）

※花押の一部を欠く

「院御方」とあるため、やはり建武三年四月以前のもので、延暦寺の根本中堂で加持した水を贈られたことに対する礼とともに、新年の慶賀をのべている。正慶二年正月一四日には、前年一〇月に天台座主を辞した尊円親王の後任として、尊胤親王が新たに補任されている（『天台座主記』）。「山上静謐」がこのことをさすとすると、同年の消息となり、「三朝宸翰」第一巻の五通目と関連づけることも可能となる。これも第一紙と第二紙とでは天地の法量が微妙に異なるが、形態はさきに同じで、一連の法華経の料紙であったとみるべきであらう。

この消息は、元文年間（一七三六〜四〇）に八幡城主・金森家が



挿図7

青蓮院の尊祐親王より拝領したのを慈恩寺に寄進したものとして進している。⁽⁴⁴⁾しかし、寺伝には、元文三年九月に尊祐親王より「慈恩護国禪寺」の額字を賜ったこと以外はみえず、この件と混同しているのかもしれない。古筆別家三代・了仲（一六五六〜一七三六）の折紙、および大倉好斎（一七九五〜一八六二）の極札が付属する点からみても、青蓮院↓金森家↓慈恩寺という伝来ルートは一

考を要するのではないか。

●大覚寺⁽⁴⁵⁾ (重要文化財)

両堂道具

事、尋申入之

處、其後も尚

可令問答之由、

重被仰了、能々

嚴密之問答

由、奉行人申候、

されども定不可及

闕如候歟、事々来

臨之時可申候、

謹言、

七月廿五日 (花押)

※花押の一部を欠く

「両堂道具事」は、「三朝宸翰」第一卷の四通目にもみえ、天台座主Ⅱ尊円親王の根本中堂への拝堂にさいし、新造された常行堂および法華堂に備える道具を新調していることをさす。この状況がはかばかしくないことにつき、自身の所見をのべたものであり、拝堂を間近にひかえた正慶元年に比定できる⁽⁴⁶⁾。天地に紙を継ぎたしているため、ほかより法量は若干長いように思えるが、形態はさきに同じで、判読はできないが版経の痕跡もはっきりとのこることから、一連の法華経の料紙であったことは確実である。

●陽明文庫⁽⁴⁷⁾ (重要文化財)

去夜面謁、為悦候者、

今朝早旦被仰遣之候、

承候つ、未到来候哉、

不審候、委細猶只今

欲申入候也、兼又

実村状入見参了、

改否之段、被経沙汰候、

可随治定之様候歟、

重定被申候哉、尚々

彼院宣、暫不可有披

露之由、今朝早旦被

仰遣了、彼状未参着哉、返々

不審候、謹言、

十一月十八日 (花押)

※花押の一部を欠く

相談すべき重要な事柄について、尊円親王に伝えているが、すこぶる解釈しにくい。「彼院宣」が「三朝宸翰」第一卷の八通目と同様であれば、退蔵院と同じく元弘元年の消息となる。繊維をつないで継目をなくしているが、形態はこれまでと同様である。また、花押の欠損具合から考えると、地には紙をたして欠けた字画を補っている部分があると思われる点は「三朝宸翰」とまったく同じであり、一連の法華経の料紙であったことはほぼ確実であろう。

●香川県⁽⁴⁸⁾ (重要文化財)

熾盛光法問事、

雅仲^(高僧)卿状一見候

了、此由尋申入

院^(後伏見)御方候之處、御

祈奉行事、無

其仁候之間、重被仰

雅仲候、可随其左右

之由、御沙汰候也、支具

事、御沙汰之最中候、

定於今者、可治定候歟、

忝可被治定之由、内々

令申驚候也、楠木

事、其後無聞

旨候、不審候、聞事候者、

可申候也、謹言、

十二月二日 (花押)

※花押の一部を欠く

「院御方」とあるため、建武三年四月以前のものである。「三朝宸翰」第一巻の七通目とほぼ同内容で、熾盛光法を修するための奉行や支具についてのべるとともに、楠木正成の動静がつかめないことと不審の念を露わにしている。尊円親王は三回、阿闍梨として同法を修するが、条件にあてはまるのは正慶二年二月のみであり(『門葉記』のうち「熾盛光法七」)、その前年に比定できる。退蔵院や慈恩寺と同じく、第一紙と第二紙とは天地の法量が微妙に異なるようにみうけられるが、形態はこれまでと同じで、一連の法華経の料紙であったとみるべきであろう。水戸藩主・徳川光圀(一六二八〜一七〇〇)より高松藩主・松平頼重に贈られたものと伝える。

●本能寺(重要文化財)

孟春之節、正

朔之日、一天静

謐、万民愷楽、

自他幸甚、歎

娛無極候、就

中、仏法恢弘、

寺門再興、併

可在今春、早

速宮入室、可

見榮昌之儀候、

幸甚、謹言、

正月朔日 (花押)

新たな年の慶賀とあわせて、「早速」なる「宮入室」の喜びを伝えてい。暦応元年(二三三八)二月四日、後伏見天皇の皇子・尊道親王が着袴をすませて早々、尊円親王のもとに入室したことをさす(『門葉記』のうち「門主行状三二」と思われるため、その翌年に比定できる。

形態をみると、これまでのように紙背に墨痕は確認できず、元弘元年の消息と共通する。うまく相剥ぎされていた場合、この点だけで判断するのはむずかしいが、一番の違いは天地が裁断されていないことである。つまり、消息経の作成にあたっては、調巻して天地をそろえる必要があるため、継ぎたした紙をのぞくと、一連の消息では本紙の縦が二九センチメートル前後と一定しているの(たいし、三二・一センチメートルと大きい。また、当館の消息も二九・九センチメートルと、やはり大きめである。

この消息は、本能寺の檀家・並河家より寄進されたもので、同家が青蓮院の坊官であるところから、もとは青蓮院に所蔵されていたといわれている。尊円親王にあてたのち、同院に伝わったものでも、

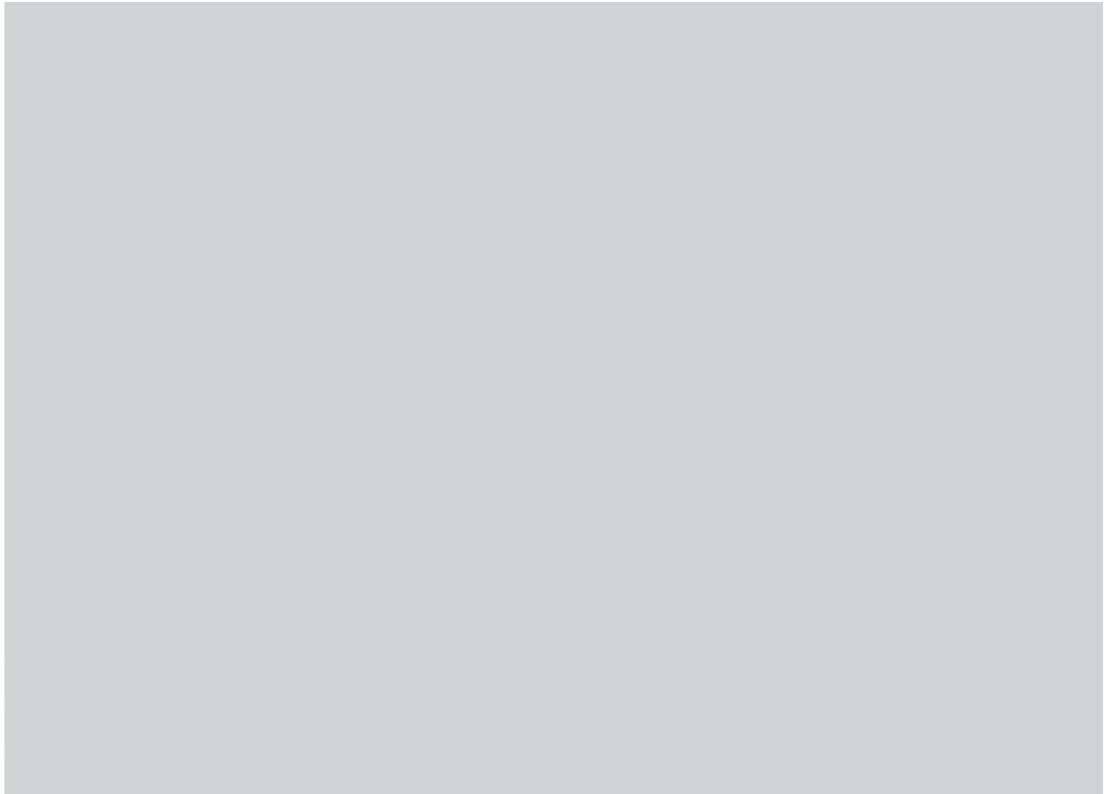


插图 8

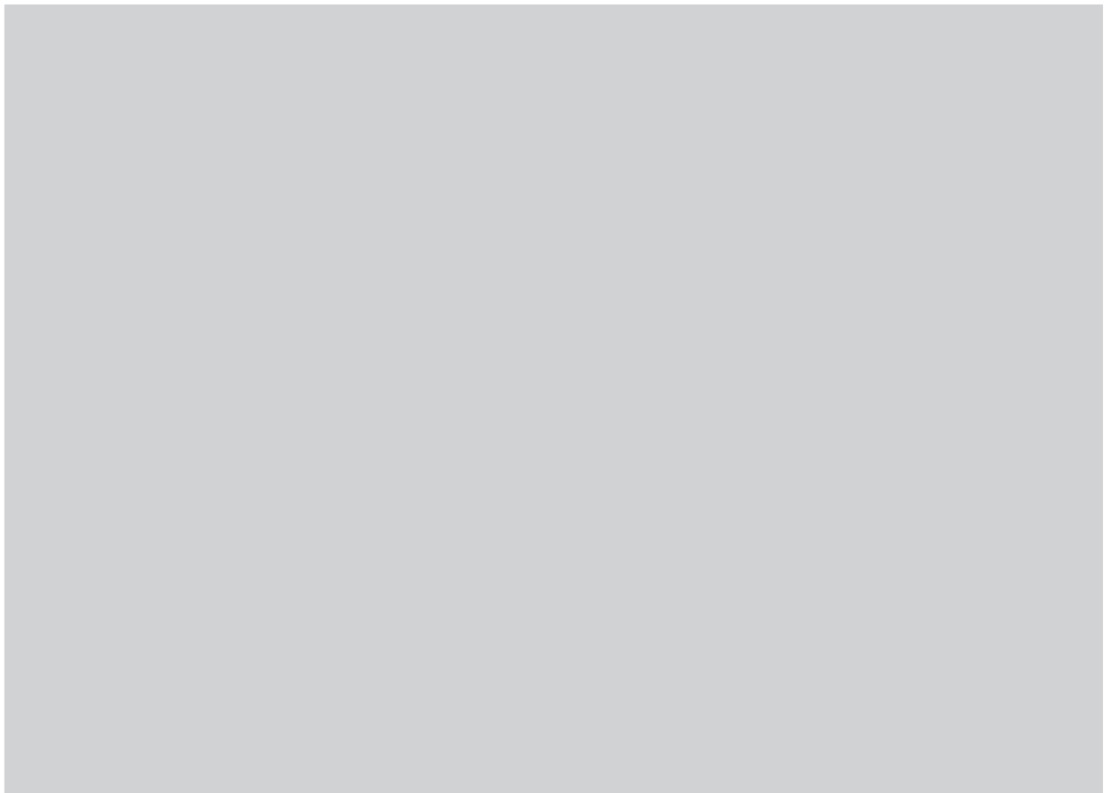


插图 9

一連の法華経に料紙として利用されず、時々事情により流出した可能性は当然あるわけで、本能寺や元弘元年の消息は、この系譜に属すると考えられる。

こうした経緯で伝来したと推測されるのは現在、二通しか確認できないが、『墨蹟之写』元和五年の冊には、同様の背景をもつと思われる消息が写しとられている(挿図8・9)。

以資明卿令申候、

(尊道親王)

宮入室事、内々

且無相違之躰候条、

特本意候、然而未承

分明御返事候之間、

重々申候、相構無

相違令治定候者、為悦候、

毎事期見参候、

謹言、

(繼目)

四月晦日 (花押)

江月の所見⁽⁵⁾によれば、与一郎を介して大黒市兵衛からもたらされたものである。与一郎とのやりとりでは、従来より宗峰妙超とみられていたので、玉室宗珀(一五七二―一六四一)に鑑定を依頼したところ、お墨付きをもらったことが記されている。しかし、江月は花押の形から、「正筆二不存」あるいは「不審」と判断をくだしており、人物の対応関係から、これは宗峰妙超ではなく花園天皇が尊円親王にあてた消息である。驚くべき鑑識眼といえよう。

「宮入室」は本能寺と同様、尊道親王の青蓮院への入室をさすと考えられ、暦応元年に比定できる。本紙の法量をメートル表記にな

おすと、縦三二・七センチメートル、横六四・四センチメートルで、やはり法華経の料紙として利用されず、青蓮院から流出した分とみられる。

むすびにかえて

本稿では、当館の所蔵する「花園天皇宸翰消息」二通の伝来および形態面での位置づけをあきらかにすべく、ほかの消息との比較、新たに管見にふれた資料の検討を行ってきた。それぞれについて要約し、むすびとしておこう。

一通は、洞院公敏・実世が後醍醐天皇の出奔に供奉したことの実否を弟にあたる尊円親王に確かめた消息で、元弘元年に比定できる。『墨蹟之写』をみると、近世初頭までには宗峰妙超の墨跡という伝称が確立していたようで、長らく墨跡として伝えられたという背景をもつ。

もう一通は、千早城に立てこもった楠木正成をはじめ、兵乱が諸国に拡大していく状況を懸念し、尊円親王に祈祷を依頼した消息で、正慶二年に比定できる。『太平記』の記述を裏付けるものとしても注目されるが、こちらは万里小路藤房の消息として伝えられたという背景をもつ。

二通とも尊円親王にあてているので、どちらももとは青蓮院に伝わったと推定しうるが、双方のたどった運命は異なっていた。

正慶二年の消息は、東山御文庫の所蔵する「青蓮院所蔵宸翰目録」をとおして検討した一連の法華経に料紙として利用されていたものが相剥ぎされたうえ、散逸したものである。可能性もふくめ、前田

育徳会の所蔵する「三朝宸翰」二卷(国宝)のうちの一巻、および妙心寺・退蔵院・慈恩寺・大覚寺・陽明文庫・香川県の所蔵する消息が類品としてあげられ、「三朝宸翰」は巻第三、それ以外は巻第二・四・五いずれかの一部に相当しよう。これらは中世末期から近世前期には青蓮院の手を離れたことが確実であり、当館分の場合、青蓮院↓相剥ぎ・散逸……島津公爵家↓大橋家↓文化庁↓当館、という伝来をたどる。

一方、元弘元年の消息は、さきの消息経とは別に流出した分と考えられ、本能寺の所蔵する消息が類品としてあげられる。当館分の場合、「墨蹟之写」から近世初頭までには巷間に流出していたことがあきらかで、青蓮院……流出……田村家↓大原家↓文化庁↓当館、という伝来をたどる。

さいごに、一連の法華経について少しのべておくと、消息として現存するのは、「三朝宸翰」二巻に相当する巻第三・六のほか、花園天皇を用いた巻第二・四・五いずれかの一部(当館・妙心寺・退蔵院・慈恩寺・大覚寺・陽明文庫・香川県)、後醍醐天皇を用いた巻第七・八いずれかの一部(大阪青山学園)のみである。亀山・後宇多・後伏見各天皇にいたっては、まったく確認されていない。これらは、「ないものはない」という考えにたてば、伝来の途次、さまざまな事情で損失したともいえる。しかし、当館の消息でみられたような伝称の混乱があった場合、あやまった筆者が付されて現存する可能性もあるのではないかと考える。この点については、大方のご教示を乞いたい。

〈註〉

- 1 『京都国立博物館蔵 宸翰—文字に込めた想い—』(京都国立博物館、二〇〇五年三月)。なお、古写経については『守屋孝蔵氏蒐集 古経図録』(京都国立博物館、一九六四年三月)および『守屋コレクション 寄贈五〇周年記念 古写経—聖なる文字の世界—』(京都国立博物館、二〇〇四年一〇月)、古筆と手鑑については『古筆と手鑑』(京都国立博物館、一九八九年二月)および京都国立博物館編『国宝 手鑑 藻塩草』(淡交社、二〇〇六年三月)がある。
- 2 『国史大事典』(吉川弘文館、一九九〇年九月)「花園天皇」の項目(宮崎康充執筆)、笠原英彦『歴代天皇総覧』(中央公論新社、二〇〇一年一月)などによる。花園天皇に関する研究は、日本史のみならず、仏教史や歌壇史など他分野からの言及も多く、多様をきわめるが、坂口太郎・芳澤元「花園天皇関係史料・研究文献目録稿」(花園大学国際禅学研究所論叢 二、二〇〇七年三月)に詳しい。
- 3 小松茂美『天皇の書』(文藝春秋、二〇〇六年四月)、湯山賢一『日本の美術五〇〇 天皇の書』(至文堂、二〇〇八年一月)。
- 4 『宸翰英華』第一冊(紀元二千六百年奉祝会、一九四四年二月)の一六六号。
- 5 その後、岩橋小弥太『人物叢書 花園天皇』(吉川弘文館、一九六二年一月)でも「大原総一郎氏蔵」として、口絵で図版が掲載されている。
- 6 『新訂増補国史大系 公卿補任』二(吉川弘文館、一九九二年八月)によった。
- 7 『村田正志著作集 第七巻 風塵録』(思文閣出版、一九八六年八月)によった。
- 8 『大正新修大藏経図像』二二(大藏出版株式会社、一九三四年五月)に活字化されているが、本稿では当館に架蔵されている写真帳によった。
- 9 同「花園天皇御伝」(中村直勝著作集 六 歴代天皇紀)、淡交社、一九七八年八月、初出一九四五年四月)。
- 10 都守淳夫『売立目録の書誌と全国所在一覽』(勉誠出版、二〇〇一年)

- 一二月)。
- 11 『田村家蔵品展覧図録』(大阪美術倶楽部、一九三六年一月)。
- 12 山本信吉「(口絵)花園天皇宸翰書状(八月二十五日) 一幅」(『日本歴史』四二四、一九八三年九月)でも、「本幅はかつては大燈国師筆と伝えられたもので、日付下に妙超の花押が後筆で書かれていたが、現在は削除されている」としている。
- 13 竹内尚次『江月宗玩墨蹟之寫―禅林墨蹟鑑定日録―の研究』(国書刊行会、一九七六年三月) 解題。
- 14 たとえば、二尺四寸一分であれば二・四一尺と換算し、一〇〇〇をかけた三三三で割り、小数点第二位以下を四捨五入した。
- 15 ほかの例をあげると、年末詳一〇月八日付の後伏見天皇宸翰消息(個人蔵)は貴族院議員をつとめた早川千吉郎(一八六三―一九二二)の旧蔵品であるが、『早川家御所蔵品入札』(東京美術倶楽部、一九三三年五月)には「藤房卿消息」として図版が掲載されている。なお、この消息も「墨蹟之写」の元和八年の冊に収録されている。
- 16 古筆見の生没年は、木下政雄編『日本の美術八四 手鑑』(至文堂、一九七三年五月)、森繁夫『古筆鑑定と極印 複製版』(臨川書店、一九八五年一月)によった。
- 17 『解説版 新指定重要文化財』九(毎日新聞社、一九八四年三月)の旧蔵者を参照すると、貴族院議員をつとめた大橋理祐のことではないかと思われる。
- 18 『公爵島津家蔵品入札目録』(東京美術倶楽部、一九二八年五月)には、この消息は掲載されていない。
- 19 註7に同じ。
- 20 『日本古典文学大系 三四 太平記』一(岩波書店、一九六〇年一月)によった。
- 21 たとえば、山本信吉「(口絵)花園天皇宸翰御消息 後二月廿四日(御花押) 一幅」(『日本歴史』三五〇、一九七七年七月)、註17『解説版 新指定重要文化財』九など。
- 22 『重要美術品等認定物件分類目録(書跡)』(文化財保護委員会、一九六四年九月)には、重要美術品として「花園天皇宸翰御消息断簡(不審之處云々)」および「花園天皇丹波国葛野庄安堵御消息」をあげる
- 23 が、図版を確認できなかったため、表にはふくめていない。
- 24 花園天皇と彼らとの関わりについては、註5岩橋著書、および註9中村論文に詳しい。
- 25 『校訂増補 天台座主記』(比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年八月)によった。
- 26 この点は註3湯山著書、および『皇室の至宝 東山御文庫御物』三(毎日新聞社、一九九九年二月)に収録する後伏見天皇宸翰消息の解説(林譲執筆)に詳しい。
- 27 藤岡作太郎『松雲公小伝』(高木亥三郎、一九〇九年九月)。
- 28 以下、「三朝宸翰」の概要に関しては、とくに断らない限り、註4『宸翰英華』第一冊のほか、赤松俊秀「前田侯爵家蔵国宝花園天皇宸翰御消息に就て―後醍醐天皇船上山行幸並に楠木正成の元弘二・三年の再活動に関する新史料―」(『国民精神文化』七七八、一九四二年八月)、坂本正典「三朝宸翰について 上・下」(『MUSEUM』一五・一一六、一九六〇年一〇・一一月)、『原色版国宝8 鎌倉』二(毎日新聞社、一九六八年四月)、春名好重編著『古筆大辞典』(淡交社、一九七九年一月)、『日本国宝展』(読売新聞社、一九九〇年四月)、『週刊百科 日本の国宝』九六(朝日新聞社、一九九八年二月)によった。
- 29 図版は『古筆手鑑大成 第一巻 大手鑑・上(陽明文庫蔵)』(角川書店、一九九〇年七月)、『大阪青山短期大学創立二〇周年記念 所蔵展覧目録』(大阪青山短期大学、一九八七年五月)によった。
- 30 図版は『皇室の至宝 東山御文庫御物』一(毎日新聞社、一九九九年四月)によった。
- 31 註4『宸翰英華』第一冊の一八四号、註27坂本論文。
- 32 註4『宸翰英華』第一冊の一八四号図版、註27『週刊百科 日本の国宝』九六など。
- 33 『唐招提寺蔵 春日版 定本法華経』(靈友会、一九七八年一月)を参照した。
- 34 同様の経緯をたどると推測されるものに「法華経要文和歌懐紙」がある。この点については、拙稿「法華経要文和歌懐紙」の伝来と復元―立命館本を中心として―(『アート・リサーチ』八、二〇〇八年三月)

- を参照。なお、宸翰を利用して作成された消息経の散逸については、同「紙背に数字のある宸翰―後深草天皇宸翰消息―」（『京都国立博物館蔵 宸翰―文字に込めた想い―』、京都国立博物館、二〇〇五年三月）、同「口絵」後深草天皇宸翰消息断簡」（『日本歴史』七一九、二〇〇八年四月）を参照。
- 34 内容は註4『宸翰英華』第一冊の九二・九三号、および註27坂本論文を参照。
- 35 たとえば、『日本佛教語辞典』（平凡社、一九八八年五月）、『大蔵経全解説大事典』（雄山閣、一九九八年八月）。
- 36 平成一七年一月一日に実見のうえ調査を行った。図版は『妙心寺大観』（妙心寺派宗務本所、一九七二年三月）のほか、村田正志編『花園天皇遺芳』（楊岐寺、一九九五年一月）、『国宝・重要文化財大全』八（毎日新聞社、一九九九年二月）に掲載されている。
- 37 『花押かがみ六 南北朝時代』二（東京大学史料編纂所、二〇〇四年三月）でも、同年に比定している。
- 38 『史料纂集 花園天皇宸記』三（統群書類従完成会、一九八六年二月）によった。
- 39 『光厳天皇遺芳』（常照皇寺、一九六四年八月）によった。
- 40 大文字屋については、谷見「先祖記」と大文字屋―京都の豪商大文字屋の盛衰―」（『野村美術館 研究紀要』九、二〇〇〇年三月）を参照。
- 41 平成二〇年一月三〇日に実見のうえ調査を行った。図版は註36『妙心寺大観』および『国宝・重要文化財大全』八に掲載されている。
- 42 この点は、『京都府寺院重宝台帳』で早くから指摘されている。これは昭和一六年から二〇年にかけて、京都府学務部社寺課において調査主任・赤松俊秀（一九〇七～七九）を中心に行われた京都府寺院重宝調査のさい作成された調書で、「赤松調書」ともよばれる。原本一一七冊が京都府に所蔵されるほか、京都府立総合資料館および京都国立博物館に複製本が架蔵されている。詳細は林屋辰三郎「寺宝調査」のころ（『学叢』四、一九八二年三月）を参照。
- 43 平成二〇年四月三日に実見のうえ調査を行った。図版は註36『国宝・重要文化財大全』八のほか、『秘宝 郡上八幡の文化財』（八幡町、一九九〇年四月）に掲載されている。
- 44 『郡上八幡町史』下（八幡町役場、一九六一年一月）。
- 45 平成一九年八月八日から九月一七日まで開催された特別展観「後宇多法皇入山七〇〇年記念 大覚寺の名宝」にて実見のうえ調査を行った。図版は註36『国宝・重要文化財大全』八のほか、『大覚寺の名宝』（京都国立博物館、一九九二年四月）に掲載されている。
- 46 註9中村論文、註27赤松論文でも同様に比定する。
- 47 平成二〇年一月二日から二月二四日まで東京国立博物館で開催された特別展覧会「宮廷のみやび―近衛家一〇〇〇年の名宝―」で実見した。図版は註36『国宝・重要文化財大全』八のほか、『宸翰集』（陽明文庫、一九四四年六月）、『宮廷のみやび―近衛家一〇〇〇年の名宝』（NHK・NHKプロモーション、二〇〇八年一月）に掲載されている。
- 48 註36『国宝・重要文化財大全』八のほか、『国宝誕生一〇〇年記念 香川の名宝展』（香川県歴史博物館、二〇〇一年一月）に掲載される図版によった。
- 49 『大正新修大蔵経図像』一一（大蔵出版株式会社、一九三四年五月）に活字化されているが、本稿では当館に架蔵されている写真帳によった。
- 50 註48『国宝誕生一〇〇年記念 香川の名宝展』。
- 51 註36『国宝・重要文化財大全』八に掲載される図版によった。
- 52 註42『京都府寺院重宝台帳』。
- 53 江月の所見部分の釈文を以下にしめす（「」は改行をあらわす）。
- 昏内横二尺一寸二分半、竪一尺八分、表具上下モヘキ絹、中風帯甲ノ金紗、フトヅル、三月十六日、取賣与一郎持参申候、大黒市兵衛頼申ト申候、「前々國師被見候由候之間、玉室へ見七候へハ、正筆二候半ト御申候ト与一郎申候、」玉室左様ニ御申候ハ、定而正筆二候半哉ト申候、拙子ハ慥ニ正筆ニ不存候、判モ」常ニ見申候判ト相違候、手跡ハ見事ナ程ニ、正筆ナル事ノ様ニ被存候、トコヤラ」似タヤウニアリテ不審ナモノソ、
- 54 ただし、青蓮院からじかに流出したかという点、そうでない可能性もある。内容からみて、ある時期に洞院家が賜り、同家が断絶した後、文書・記録類とともに散逸したとも考えられる。洞院家の断絶につい

ては、末柄豊「西園寺家文書について」(『遙かなる中世』一九、二〇〇一年五月)、同「洞院公教の出家」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』二、思文閣出版、二〇〇三年二月)を参照。

〔付記〕

本稿をなすにあたっては、多くの方の助力をえた。とりわけ、原本の調査では森信行師(妙心寺法務部)、松山英照師(退蔵院住職)、東宜隆師(慈恩寺住職)、堀尾行覚師および柴山昌実師(妙心寺遠諱局)のご高配を賜った。また、表具裂の種類については山内麻衣子氏(当館任期付研究員)のご教示にあずかり、売立目録の閲覧にあたっては中部義隆氏(大和文華館)のお世話になった。ここに記して感謝の意を表したい。